

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種説明書

今年度、接種の対象となる方にこのお知らせをお送りしております。

接種を希望される方は同封の通知書を、実施医療機関に御持参いただきますようお願いいたします。

【肺炎球菌ワクチン】

肺炎による死亡者の95%以上が、65歳以上の方です。

肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておくことで、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

【接種期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種については、国が定期接種の対象者の拡大を継続していますので、引き続き65歳から5歳刻みの年齢の方で、これまでに一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方が対象となります。この期間に接種出来なかった場合、その後の接種は全額自己負担となりますので、一度もワクチン接種をされてなく助成を希望される方はこの期間での接種をお勧めします。

【接種費用】 5,000円（町負担額を差し引いた額）

- 【持参するもの】
- ・同封の通知書
 - ・身体障害者手帳（対象者②に該当する方）
 - ・健康保険証
 - ・生活保護受給証（生活保護受給者のみ）

【受け方】

①実施医療機関（別紙）でワクチンの予約をしてください。

※町外の医療機関での接種を御希望される場合は事前に健康福祉課まで御連絡ください。

②宛名が入った通知書・健康保険証を持参し受けてください。

③接種を終えたら医療機関に5,000円をお支払いください。

【令和3年度の接種対象者】

① 小川町に住所があり令和3年度に次の年齢となる方

年齢	対象生年月日
65歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生の方
70歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の方
75歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の方
80歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の方
85歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の方
90歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生の方
95歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生の方
100歳	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生の方

②現在60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

※御注意ください！！

この通知を受け取られた方であっても、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを一度でも接種されたことのある方は定期接種の対象外となります。

<高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について>

■肺炎球菌とは

肺炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの原因となる細菌で、高齢者の肺炎の原因菌で一番多いものが肺炎球菌です。肺炎球菌は、健康な人の鼻、のど、上気道にも存在し、体力や免疫力が低下すると、肺炎などを発症することがあります。

■23価肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎の原因の中で、最も多い「肺炎球菌」の感染を予防するワクチンです。肺炎球菌には90種類以上の型がありますが、そのうち23種類に対して免疫を付けることができ、感染を予防し、重症化を防ぐことが期待できます。ただし、肺炎の原因は肺炎球菌だけではないため、すべての肺炎を予防できるわけではありません。接種後、免疫ができるまで約3週間かかり、効果は少なくとも5年間持続します。

■副反応について

接種後に、注射部位の腫れ、痛み、ときに軽い発熱等の副反応がみられることがありますが、通常2～3日で消失します。高熱や体調の変化、その他に心配な症状がある場合は、医療機関を受診してください。

■予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかな発熱のある方（体温37.5度以上）
- (2) 重い急性の病気にかかっていることが明らかな方
- (3) ワクチンの成分によってアナフィラキシーショック（接種後約30分以内に起こる呼吸困難、じんましん等のひどいアレルギー反応）を起こしたことが明らかな方
- (4) その他、医師に接種不相当と判断された方

■接種に注意が必要な方（接種にあたり医師とよく相談してください）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患があることが明らかな方
- (2) 予防接種後2日以内に発熱したことがある方、または全身性発疹などのアレルギーを疑う症状になったことがある方
- (3) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (4) 免疫不全の診断を受けている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

■予防接種を受けた後の注意

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 予防接種を受けた日の入浴は可能ですが、注射したところをこすらないでください。また、激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

■予防接種による健康被害救済制度について

肺炎球菌予防接種により重い副反応が生じ、入院治療が必要なほどの健康被害が生じた場合は、医療費および医療手当等の給付により、健康被害を救済する制度があります。救済を申請し、国による審議の結果、予防接種と健康被害の因果関係があると認定された場合は、救済を受けることができます。

■その他の注意事項

- (1) 肺炎球菌とインフルエンザの両方のワクチンを接種することで、より高い肺炎予防効果が得られます。両方のワクチンを同時に接種することができますが、詳しくはかかりつけ医に御相談ください。
- (2) 脾臓を摘出された方や脾臓機能不全がある方は、保険適用で接種することができます。保険適用で接種する場合は、同封の通知書は使用できません。接種を受ける医療機関に直接お申し込みください。